

西伯町・会見町合併協議会 第2回会議

日時：平成15年2月17日(月)9:00～11:30

場所：プラザ西伯 大会議室(西伯町法勝寺)

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 議事録署名委員の指名

4. 協議事項

(1) 合併の方式について

(2) 西伯町・会見町合併協議会 会議傍聴規程の制定について

(3) 西伯町・会見町合併協議会 小委員会設置規程の制定について

(4) まちづくり委員の募集について

(5) 西伯町・会見町合併協議会 監査委員の委嘱について

5. 提案事項

(1) 合併の期日について

(2) 新町の名称について

(3) 新町の事務所の位置について

(4) 新町の議会議員の定数および任期の取扱について

(5) 新町の農業委員会委員定数および任期の取扱について

(6) 新町の特別職の身分の取扱について

(7) 両町の各種施策に関する調整方針の考え方について

(8) 西伯町・会見町合併協議会第3回会議日程について

日時：平成15年3月4日(火)9:00～12:00 会場：会見町総合福祉センター

6. 報告事項

(1) 西伯町・会見町合併協議会 事務局規程について

(2) 西伯町・会見町合併協議会 幹事会設置規程について

(3) 西伯町・会見町合併協議会 専門部会設置要領について

(4) 西伯町・会見町合併協議会 分科会設置要領について

(5) 西伯町・会見町合併協議会 まちづくり委員会設置要領について

(6) 西伯町・会見町合併協議会 財務規程について

(7) 西伯町・会見町合併協議会 委員等の報酬および費用弁償に関する規程について

(8) 西伯町・会見町合併協議会 委員等の公務災害等に関する規程について

7. その他

8. 閉会

9. 視察 東郷湖周地域合併協議会 14:00～16:00

議案第 1 号

合併の方式について

西伯町及び会見町の合併の方式は、対等合併とする。

平成 15 年 2 月 17 日提出

議案第 2 号

西伯町・会見町合併協議会会議傍聴規程の制定について

西伯町・会見町合併協議会会議傍聴規程を次のとおり制定する。

平成 15 年 2 月 17 日提出

西伯町・会見町合併協議会会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、西伯町・会見町合併協議会会議運営規程第6条第2項の規定に基づき、西伯町・会見町合併協議会の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第3条 一般席の傍聴人の定員は、会場の規模に応じて調整する。

(傍聴の手續)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、議長が指定する場所で、住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴証)

第5条 議長は、必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず傍聴証を交付することができる。

2 傍聴証は、原則として会議当日議長が指定する場所で先着順により交付する。

3 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴証に住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。

4 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴証に記載された日に限り傍聴することができる。

5 傍聴人が入場しようとするときは、議長が指定する入口で傍聴証を提示しなければならない。

6 傍聴人は、職員から要求を受けたときは、傍聴証を提示しなければならない。

7 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを協議会事務局に返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒、その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

- (4) ラジオ、拡声器の類を携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 異様な服装をしている者
- (8) その他会議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 議長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、職員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 外とう、襟巻きの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (8) 携帯電話の使用に当たっては、議事の妨害とならないよう配慮すること。
- (9) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影又は録音等)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影又は録音等をしてはならない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りではない。

(職員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(傍聴の制限)

第10条 協議会において過半数の賛同があった場合は非公開とする。

2 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか傍聴の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年1月14日から施行し、同月14日から適用する。

議案第 3 号

西伯町・会見町合併協議会小委員会設置規程の制定について

西伯町・会見町合併協議会小委員会設置規程を次のとおり制定する。

平成 15 年 2 月 17 日提出

西伯町・会見町合併協議会小委員会設置規程

(設置)

第1条 西伯町・会見町合併協議会規約(以下「規約」という。)第11条第1項の規定に基づき、西伯町・会見町合併協議会小委員会(以下「小委員会」という。)を設置する。

(小委員会の名称及び所掌事項)

第2条 小委員会の名称及び所掌事項は、別表のとおりとする。

(委員)

第3条 小委員会の委員は、協議会の会長(以下「会長」という。)が、協議会の委員の中から指名する。

(組織)

第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(会議)

第5条 小委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 委員長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。

6 委員長は、必要に応じて関係する小委員会と合同の会議を開催することができる。

7 規約第7条第1項第1号に定める委員は、小委員会にオブザーバーとして出席することができる。

(報告)

第6条 委員長は、小委員会の調査及び審議の経過及び結果について、協議会の会議に報告するものとする。

(庶務)

第7条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、小委員会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年1月14日から施行する。

議案第 4 号

西伯町・会見町合併協議会まちづくり委員募集について

西伯町・会見町合併協議会まちづくり委員会設置要領第 3 条の規定により、まちづくり委員を募集する。

平成 15 年 2 月 17 日提出

西伯町・会見町合併協議会

まちづくり委員の募集について

西伯町・会見町合併協議会では、合併後の約10年間にわたる新町建設計画を策定するにあたり、幅広く住民の皆さんからご意見・ご提言をいただくため「まちづくり委員会」を発足することとなりました。つきましては、まちづくり委員を募集します。

1. 募集人員 100名程度（西伯町・会見町各50名程度）
内 訳 18歳～20代 20名程度 30代 20名程度
40代 20名程度 50代 20名程度 60歳以上 20名程度
（原則として男女同数とし、応募状況によっては、年代・男女構成等を調整することがあります。）
2. 応募資格 西伯町または会見町在住の18歳以上の方
3. 申し込み方法 住所・氏名・生年月日・性別・電話番号を書いて郵送または電子メールにより、西伯町・会見町合併協議会事務局（会見町役場内）まで
E-mail otayori@sanmedia.or.jp
TEL 48-3375
4. 申込締切 平成15年3月31日（月）
5. 会議の開催等 月1回程度（主に夜間又は休日等に開催） 無報酬とします。
6. 任 期 新町建設計画（まちづくり計画）の策定まで
7. その他 応募人員が多数の場合は抽選によって決定します。結果は、4月10日頃通知します。

----- き り と り せ ん -----

合併協議会 まちづくり委員会 参加申込書

（該当を で囲む）

氏 名	
住 所	西伯町 _____ 会見町 _____
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
性 別	(男) (女)
電話番号	0859 - -

議案第 5 号

西伯町・会見町合併協議会監査委員の委嘱について

西伯町および会見町の代表監査委員を西伯町・会見町合併協議会監査委員に委嘱する。

平成 15 年 2 月 17 日提出

西伯町代表監査委員 北尾 翯

会見町代表監査委員 赤井 繁美